

「債権管理回収業に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」  
に関する意見募集の結果について

令和元年9月13日  
法務省大臣官房司法法制部

令和元年7月1日（月）から同月31日（水）まで、「債権管理回収業に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行ったところ、42件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。

また、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から別紙において取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

なお、この意見募集に係る省令案は、「債権管理回収業に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和元年法務省令第33号）」として、令和元年9月13日（金）に公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

## 第 1 意見募集期間

令和元年 7 月 1 日（月）～同月 3 1 日（水）

## 第 2 意見数

4 2 件 [意見提出者数 2（0 団体， 2 個人）]

## 第 3 御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>機能障害ということと切り離れた規定が必要である。「心身の状況により債権管理回収業に係る業務を適正に行うことが困難な者」とする。</p>	<p>省令案は，精神の機能の障害がある人が全て欠格条項に該当するとしているのではなく，そのうち，債権管理回収業に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者が欠格条項に該当する旨規定するものであることから，原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>本人意見の聴取がなければならないことの規定，合理的配慮の提供を講じることの規定を設ける。</p>	<p>本人の意見を聴取すべきとの御意見については，申請人等から，申請人等が作成した欠格条項に該当しないことを誓約する書面の提出を求める規定や，債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは，当省職員に債権回収会社への立ち入りや関係者への質問をさせることができる規定があることから，本人の意思を確認する機会は設けられているため，御意見のような規定を設けることは不要と考えます。</p> <p>また，合理的配慮の提供に関する御意見については，障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 6 5 号）第 7 条第 2 項の規定により，必要かつ合理的な配慮をすることが行政機関等の法的義務とされており，当該規定に基づき適切に対応することとなります。</p>